

木曾地域の司法アクセスを改善し、地域司法の充実を推進する決議

第1 決議の趣旨

当会は、日本弁護士連合会に対し、木曾地域にひまわり基金法律事務所を設置することを求め、その設置・運営に積極的に協力するとともに、長野県内の住民があまねく充実した司法サービスを受けることができるための活動を継続していく決意を表明する。

第2 決議の理由

1 木曾地域の概況

木曾地域は、長野県の西南部に位置する3町3村（木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村）からなり、人口は24,595人（令和4年4月1日現在）、面積は1546.15k㎡で県土の11.4%を占めている。

同地域は、地理的には木曾川等の僅かな流域を除いて中央アルプスと御嶽山系に囲まれほぼ独立しており、行政的にも木曾広域連合管内が木曾福島簡易裁判所管内と完全に一致する。同地域は、豊かな森林資源を生かした木材産業が古くから盛んであるとともに、妻籠宿をはじめとする宿場町の町並みは文化遺産として保存され観光客も多く、独自の経済圏と独特な文化を育んできた。なお、近い将来、リニア中央新幹線の新駅が、南木曾町に隣接する長野県飯田市と岐阜県中津川市に設置される予定であり、木曾地域から関東圏や中京圏への移動時間が大幅に短縮される見込みである。しかし、現時点で同地域に法律事務所は存在せず、県内広域連合単位では唯一の弁護士ゼロ地域になっている。

このような地域性に鑑みれば、木曾地域は日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則第20条2項第1号の第一種弁護士過疎地域のなかで「地方裁判所の本庁又は支部の管轄区域に該当する地域の一部のうち、地理的、行政的、経済的及び文化的な観点を総合的に考慮して一つのまとまり

があると認められる地域であって、当該地域に所在する法律事務所の数が3以下のもの」(同規則第2条第2号ハ)に該当し、日弁連における公設事務所の設置要件を満たす。

2 木曾地域の司法アクセス状況と司法需要

(1) 裁判所の状況

木曾地域には、かつては裁判所支部(木曾支部)が存在したが、平成2年の全国的な支部統廃合によって木曾支部は松本支部に統合され、現在は、木曾福島簡易裁判所(以下「木曾福島簡裁」という。)・長野家庭裁判所木曾福島出張所(以下「木曾福島出張所」という。)が存在するのみである。裁判官は常駐しておらず、書記官等の職員数も減少傾向にある。

平成29年に関東弁護士会連合会(以下「関弁連」という。)が実施した支部等調査の際に長野地方裁判所から開示された過去5年間の木曾福島簡裁の事件動向としては、民事関係新受事件数は年間数十件程度で、民事通常訴訟・少額訴訟における代理人の選任状況から算出した本人訴訟率は約60%~90%と非常に高い状況であった。

他方、家事事件について、令和4年12月6日の法曹連絡協議会で東京高等裁判所から開示された木曾福島出張所における「出張事件処理が行われた件数」は、16件(令和3年)であった。これは、開示対象となった長野・新潟・群馬県内の家庭裁判所出張所(以下「家裁出張所」という。)8つの中で、最も多かった大町出張所の56件に次ぐ事件数ではある。しかし、家事事件は全国的に増加傾向にあり、実際には、より多くの家事事件の需要が木曾地域にもあるはずである。木曾福島出張所は、受付だけでなく実際に出張調停等が行われている家裁出張所ではあるが、裁判官が填補される日が限られていることや、同地域に法律事務所がないことなどから、上記程度の事件数に止まっているものと推察される。

(2) 弁護士へのアクセス環境

木曾地域は、県土の約10分の1という広大な地域を有しながら、県人口の100分の1程度の人口しかおらず集落が広範囲に分散しているといった事情等から、長年にわたり法律事務所不在の状況が続いてきた。

そのため、長野県弁護士会松本在住会は、できる限り木曾地域の住民が充実した司法サービスを受けることができるよう、木曾地域5商工会と連携し、10年以上にわたって、毎年10回程度、「法律無料なんでも相談会」を木曾地域各地において開催してきた。同相談会は、開始当初から予約枠の充足率も高く、木曾地域の住民にとっては貴重な法的支援のルートとなっていた。

もっとも、そういった無料相談会以外で木曾地域の住民が弁護士にアクセスするには、松本支部・伊那支部・飯田支部等に所在する法律事務所まで赴かなければならず、自動車でも鉄道でも1時間から2時間程度の時間を要する状況であった。

(3) 木曾地域からの要望と司法需要

令和4年11月21日・22日、関弁連主催の支部等調査（調査先：木曾町・木曾町社協、上松町、木曾地域5商工会）が再び木曾地域において行われ、当会執行部及び地域司法計画推進委員会がこれに参加した。この調査では、5年前の調査時にも増して、弁護士不在の状況が深刻化していることが判明した。

各自治体との協議会においては、特に、成年後見事件について、木曾地域内の親族後見人が就かないケースの殆どが1名の司法書士によって担われている実情が報告され、弁護士による成年後見事案対応が切望された。人口約25,000人で高齢化率が40%を超える地域において、そのような脆弱な成年後見体制では早晚破綻することは目に見えており、事態は深刻である。近時、木曾地域にも立ち上がった中核機関との連携においても、十分な数の弁護士を成年後見人候補者としていかにあげていくかが重要になってくるといえる。他にも、同地域の各自治体が主催する心配事相談においては相続・離婚等の家事事件の相談は多く、土地境界

問題をはじめとする相隣関係等の民事事件の相談も一定数認められ、他にも空き家等の問題や高齢者を狙った詐欺等も少なくないとのことであった。自治体関係者は、月に何度か弁護士が出張するといった体制ではなく、弁護士が常駐する法律事務所が木曾地域に開設されることを心待ちにしている。

また、木曾地域5商工会との懇談会においては、高齢化に伴う後継者不足による廃業も少なくないとのことではあったが、新型コロナウイルスの影響による廃業はそれほどなく、インバウンド需要を見込んだ新規事業者も見受けられるとのことであった。木曾地域は、従来の木材産業から自動車産業等に移行しつつあるが、町並み保存や森林浴など全国に先駆けて取り組んできた実績もあり、中山道の宿場町など歴史的・文化的資源に恵まれ、年間200万人を超える観光客が見込まれている。新型コロナウイルス蔓延前に商工会が実施していたインバウンド受入れ相談に関しては、1年間で539件を記録した年もあり、今後のインバウンド需要についても期待が持てる。なお、毎年長野県弁護士会松本在住会が木曾地域5商工会と連携して開催している「法律無料なんでも相談会」は、5商工会の会館において持ち回りで開催しているが、人口が多い地域においては、予約枠の充足率が100%を超えることもあり、昨年度は追加で弁護士相談の日程を組んだこともあった。弁護士を必要としている事業者は多数いるとのことであり、経済界からも木曾地域への法律事務所の開設は切望されている。

3 総括

(1) 木曾ひまわり基金法律事務所の早期設置へ

上記の状況において、木曾地域にひまわり基金法律事務所を設置することは、日弁連が掲げる「司法サービスの全国展開と充実のための行動計画（第三次行動計画）」における法律事務所の設置目標第4項「弁護士に対するアクセスの不便性や地域の要望などを総合的に考慮して設置の必要性が高いと判断される地域」の司法アクセス改善に適うものである。

殊に、成年後見分野においては、地元からの切実な要望があり、このような要望に応えることは、弁護士会の社会的責務そのものといえる。木曾ひまわり基金法律事務所が設置されれば、所長弁護士が、自ら成年後見人の担い手になるとともに、地元において成年後見制度の普及啓発活動や市民後見人の育成等の活動に取り組むことも可能となる。また、成年後見事件以外でも木曾地域全体の司法需要が適正に開拓されることとなり、本来弁護士が対応すべき事件を地元の弁護士が適正に処理することができるようになり、時間・労力・費用面等においても、住民の利益に繋がることは明らかである。

そこで、当会は、全ての在住会からの意見聴取も経て、令和4年12月10日開催の常議員会において、日弁連及び関弁連に対して木曾地域へ「ひまわり基金法律事務所」を誘致する活動を行うことを決定し、既に、両連合会に対し、同事務所開設に向けた四者協定を締結されたい旨の要請も行っている。

当会は、木曾地域の司法需要を適正に把握し地域住民の権利救済・権利擁護の要となる公設事務所として、ひまわり基金法律事務所を木曾地域に設置することを改めて日弁連に対して求め、その実現に積極的に協力する決意をここに表明する。

(2) 地域住民に対する更なる法的サービスの充実へ

長野県は長野本庁の他6つの裁判所支部からなるところ、本庁は勿論、この6支部管内それぞれにも10以上の法律事務所が存在し、各支部にそれぞれ16名～57名の弁護士が在住している（令和5年1月1日現在）。今後、木曾地域にひまわり基金法律事務所が設置されれば、県内全ての簡易裁判所管内にも法律事務所が存在することになり、行政単位で見れば、県内全ての広域連合管内に法律事務所が存在することになる。

さらに、当会では地域司法計画推進委員会が中心となり、毎年、各支部等の中でも法律事務所にアクセスし難い町や村に対しても無料相談会を提供するなどして、自治体による定期的な住民向け

法律相談体制確立を推進している。現在、県内77市町村中41市町村において、弁護士による住民向け無料法律相談会が毎月ないし数ヶ月毎定期的に開催されており、次年度も2町村以上がこれに加わる見通しである。当会は、今後さらに小さな町や村に対しても、この取組みを広げていく予定である。

他方で、昨今の司法界においては裁判等のIT化が急速に進んでおり、将来的に効率化の名のもと裁判所支部の統廃合がなされるのではないかと危惧されている。木曾福島簡裁や木曾福島出張所のようないわゆる独立簡裁や家裁出張所に至っては尚更である。しかしながら、IT化を契機に地域住民の権利救済や権利擁護が後退するようなことはあってはならず、まして支部等の統廃合など決してあってはならない。

今こそ地域司法充実のあり方について真剣に議論すべきであるが、今般初めて長野県で開催されることになった第65回日弁連人権擁護大会・シンポジウム（令和5年10月5日・6日）において、テーマのひとつとして、当会が発案した「地域の家庭裁判所が真に住民の人権保障の砦たりうるために～司法IT化のすき間で生じる子ども・高齢者・障害者の権利救済・権利擁護支援の視点から～」が採用された。今後の地域司法充実のための課題や改善施策等について具体的な検討と決議がなされる予定である。

紛争が複雑化し多様化している時代にあって、国民の権利を扱う弁護士や裁判所には、事件対応から法的手続の各段階において、以前にも増してきめ細やかな対応が求められている。

当会は、司法制度が地域住民にとって「より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法」となるよう、長野県内どの地域の住民であってもあまねく充実した司法サービスを受けることができるよう、当会及び当会会員が一丸となって地域司法充実のための活動を継続していくことを改めて決意し、これを表明するものである。

以上